

三次事務所告示第1号

三次市水道事業における給水装置等の漏水に係る水道料金の減免に関する要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

広島県水道広域連合企業団三次事務所長 山本政幸

三次市水道事業における給水装置等の漏水に係る水道料金の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号)第37条の規定に基づき、給水装置等の漏水があった場合における水道料金の減免の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定使用水量 漏水の場合で使用水量が不明のとき、一定の根拠に基づいて算定した減免後の水道使用者が負担すべき水量をいう。
- (2) 計量水量 今回指示数から前回指示数を差し引いた水量をいう。
- (3) 推定使用水量 漏水がなかったときに、水道使用者が実際に使用したと推定される水量をいう。
- (4) 推定漏水量 給水装置等の事故等により漏水したと推定される水量をいう。
- (5) 漏水負担量 推定漏水量のうち水道使用者が負担する水量をいう。
- (6) 漏水減免 給水装置等の漏水があった場合における水道料金の減額又は免除をいう。

(漏水減免の対象)

第3条 漏水減免の対象は、次の各号のいずれかに該当し、漏水発覚後速やかに修理を行った場合とする。

- (1) 地中埋設部、床下、壁面内部等で発見し難い場所における漏水
- (2) 水道使用者又は給水装置等所有者(以下「使用者等」という。)が善良な管理をもってしても管理できなかったと認められるもの
- (3) 広島県水道広域連合企業団三次事務所長(以下「所長」という。)が必要と認めるもの

(漏水減免の対象外)

第4条 漏水減免は、次の各号のいずれかに該当する場合は、行わないものとする。

- (1) 漏水の発見が容易であると認められるとき。
- (2) 不正な給水装置等工事による漏水
- (3) 使用者等又は第三者の故意又は過失と認められるとき。
- (4) 漏水が確認され、漏水修理を指摘されたにもかかわらず、正当な理由なく修理を引き延ばし、又はその他の処置を怠ったと認められるとき。
- (5) 蛇口、貯水、受水槽等(本体及びボールタップ等の水位調整器具)又は給湯器等の給水器具本体の故障による漏水
- (6) 仮設給水装置等の故障による漏水
- (7) 原因が不明のとき、又は漏水を確認できないとき。

- (8) 竣工検査後6か月以内の不良工事による漏水
- (9) 減免の決定後1年以内に同一の給水装置等から漏水があったとき。
- (10) 水道料金の滞納のある者が使用していることが判明したとき。
- (11) 7日を超える不在期間中に止水栓を閉めず、凍結破損等で漏水したとき。
- (12) その他使用者等の管理上の責任に帰する漏水

(対象期間)

第5条 漏水減免の対象期間は、漏水に起因して使用水量が最も増加したと認められる2か月分を限度とする。

(認定使用水量の算定)

第6条 認定使用水量は、推定使用水量と漏水負担量との合計量とする。

(推定使用水量の算定)

第7条 推定使用水量の算定は、次の各号のうち、最も適切なものにより定めるものとする。

- (1) 過去の使用実績がある場合
  - ア 過去2年の同時期における計量水量の平均水量
  - イ 過去2年の実績がない場合、前年同時期の計量水量
  - ウ ア及びイともその計量日数が異なり使用水量に影響が及ぶときは、日割計算等の方法を行う。
- (2) 過去の使用実績がない場合
  - ア 漏水修繕後における一定期間の使用実績の日割計算によって算出した水量
  - イ 使用時間その他使用水量の算出基準となる事実の調査に基づいて算出した水量

(漏水負担量の算定)

第8条 漏水負担量は推定漏水量の2分の1とする。この場合において、算出した水量の1立方メートル未満については、切り捨てる。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、漏水負担量としない。

- (1) 漏水の原因が天災地変等による不可抗力のとき。
- (2) その他所長に責任があると認められるとき。

(申請手続)

第9条 漏水減免を受けようとするときは、指定給水装置工事事業者による漏水修理工事完了後、水道料金漏水減免申請書(様式第1号)に必要な事項を記載して申請しなければならない。

2 前項の申請は、漏水減免を受けようとする者が行う。

3 申請者は、水道料金漏水減免申請書(様式第1号)に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

(減免の可否の通知)

第10条 所長は、前条の申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請書に記載された漏水箇所、修理の事実等について調査を行い、減免の可否を決定するものとする。

2 所長は、前項の規定による減免の可否を決定したときは、速やかに水道料金漏水減免決定通知書(様

式第2号)又は水道料金漏水減免却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。  
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

水道料金漏水減免申請書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団 三次事務所長 様

申請者（水道使用者）

住 所

氏 名

電話番号

給水所在地（申請者の住所と異なる場合に記入）

三次市水道事業における給水装置等の漏水に係る水道料金の減免に関する要綱第9条の規定に基づき、水道料金の減免を申請します。

なお、この申請書において利害関係者との間に紛争又は事故を生じた場合は、一切私の責任において処理します。

使用者番号		メーター番号	
漏水箇所	地下 ・ 床下 ・ 壁中 ・ その他（ ）		
修理完了日	年 月 日	指針	m <sup>3</sup> （ 年 月 日）
(修理内容)		(修理箇所) ※略図	
添付書類：修理前，修理状況，修理後の状況が分かる写真及びメーター指針数の写真			

【指定給水装置工事事業者記入欄】

上記の内容について、漏水修理したことを証明します。

年 月 日

指定給水装置工事事業者

住 所

氏 名

印

様式第2号（第10条関係）

水道料金漏水減免決定通知書

年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団 三次事務所長

年 月 日付で申請のあった水道料金漏水減免について、次のとおり水道料金の漏水減免を決定したので通知します。

1 対象となる水栓

使用者番号		修理年月日	年 月 日
減免対象月	年 月検針分	計量水量 (a)	m <sup>3</sup>
使用者名			
水栓所在地	三次市		

2 推定使用水量の算出

過去2箇年の同時期における平均水量

その他の方法による算出

年月	使用量
	m <sup>3</sup>
	m <sup>3</sup>
平均	m <sup>3</sup>

前年同時期の水量

年月	使用量
	m <sup>3</sup>

推定使用水量 (b) \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>

3 認定使用水量 (減免後の請求水量)

(1) 推定漏水量 (c) = a - b \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>

(2) 漏水負担量 (d) = c / 2 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>

(3) 認定使用水量 (減免後の請求水量) = b + d \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>

様式第3号（第10条関係）

水道料金漏水減免却下通知書

年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団 三次事務所長

年 月 日付で申請のあった水道料金漏水減免について、三次市水道事業における給水装置等の漏水に係る水道料金の減免に関する要綱第4条の規定に基づき、これを却下します。